

平成 30 年 6 月 15 日

株 主 各 位

京都市山科区柳辻中在家町 8 番地 1
シード平和株式会社
代表取締役 小池 信三

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、平成30年7月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年6月30日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年7月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を8,000,000株から16,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は平成 30 年 7 月下旬にお届けのご住所にお送り申し上げる予定です。
- 平成 30 年 7 月 1 日付（実質上は平成 30 年 7 月 2 日付）にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。